

(お知らせ)

令和5年1月23日
京都市交通局
企画総務部総務課

現場代理人の常駐義務の取扱いについて（変更）

工事における現場代理人の常駐義務については、平成26年6月のお知らせ「現場代理人の常駐義務の取扱いについて」及び平成28年5月31日付け通知「現場代理人の常駐義務の取扱いについて（変更）」により、一定の条件を満たす場合に緩和することをお知らせしておりますが、このたび、建設業法施行令の一部を改正する政令が施行されることに伴い、平成26年6月のお知らせ中1（1）について、下記のとおり変更しますのでお知らせします。

記

1 変更内容

変更前	変更後
1 常駐義務を緩和するための条件 (1) 税込請負金額が <u>3,500</u> 万円（建築一式工事については、 <u>7,000</u> 万円）未満の工事であること。	1 常駐義務を緩和するための条件 (1) 税込請負金額が <u>4,000</u> 万円（建築一式工事については、 <u>8,000</u> 万円）未満の工事であること。

2 適用時期

令和5年1月1日以降の入札公告分から適用します。

(お知らせ)

参考

平成26年6月
京都市交通局
企画総務部財務課

現場代理人の常駐義務の取扱いについて

工事における現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の運営、取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項（請負代金額の変更、契約の解除等を除く。）を処理する受注者の代理人であることから、原則的に、工事現場への常駐（当該工事のみを担当し、かつ、作業期間中、常に工事現場に滞在していること）が義務付けられていますが、このたび、一定の条件を満たす場合に、この常駐義務を緩和することとしますので、お知らせします。

1 常駐義務を緩和するための条件

以下の(1)から(3)までをすべて満たす場合に、常駐義務を緩和します。

- (1) 税込請負金額が2,500万円（建築一式工事については、5,000万円）未満の工事であること。
- (2) 工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、工事担当課との連絡体制が確保されること（工事担当課又は監督員と常に携帯電話等で連絡を取れること）。
- (3) 常駐又は専任の義務を課されていない他の工事と兼任する場合には、兼任する工事の合計が3件以内であり、かつ、兼任する工事の現場がいずれも本市域内であること。

2 常駐義務緩和の依頼の手続

- (1) 受注者から工事担当課に対し、別紙「現場代理人の常駐義務緩和に係る依頼書」を提出してください。
- (2) 工事担当課が1の条件をすべて満たすと判断した場合には、現場代理人の常駐義務を緩和します。

3 常駐義務の緩和の取消しなど

- (1) 設計変更によって、税込請負金額が1(1)の基準額以上となった場合など、1の条件が満たされなくなった場合には、改めて常駐義務が発生するため、御留意ください。
- (2) 税込請負金額が1(1)の基準額未満であっても、工事の内容から、現場代理人の常駐義務を緩和できない工事である場合は、あらかじめ、入札公告及び特記仕様書にその旨を記載します。

4 適用時期平成26年6月20日入札公告分から適用します。

(別紙)

現場代理人の常駐義務緩和に係る依頼書

年 月 日

(あて先) 京都市公営企業管理者
交通局長

所在地
商号又は名称
代表者名 印

以下の現場代理人について、工事現場における常駐を要しないこととするよう依頼します。

本件常駐義務緩和に当たっては、次のことについて確約し、京都市交通局の事前承認を得ることなく、本書に記載の内容に反する事実が明らかとなった場合には、競争入札参加停止等のいかなる措置を受けても異議を申し立てません。

1 常駐義務の緩和を希望する現場代理人

現場代理人氏名							
(当局発注の工事)							
工 事 名							
工 事 場 所							
契 約 工 期	年	月	日	から	年	月	日まで
請 負 金 額						円 (税込)	

2 常駐義務の緩和に係る確約事項

- (1) 上記現場代理人が他に従事する工事は3に記載のとおりであり、当該従事役職には、常駐又は専任の義務は課されていない。
- (2) 上記の工事期間中、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に一切の支障を生じさせず、かつ、工事担当課との連絡体制を常に確保する。
- (3) 工事担当課が常駐義務の緩和を取り消した場合は、直ちに現場代理人を常駐させる。

3 1の現場代理人が他に従事する工事

工 事 名		
工 事 場 所		
発注者(部署)		
契 約 工 期	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
請 負 金 額	円 (税込)	円 (税込)
従 事 役 職	<input type="checkbox"/> 現場代理人 <input type="checkbox"/> 技術者(監理・主任・担当・専門)	<input type="checkbox"/> 現場代理人 <input type="checkbox"/> 技術者(監理・主任・担当・専門)

平成28年5月31日
京都市交通局
企画総務部財務課

現場代理人の常駐義務の取扱いについて（変更）

工事における現場代理人の常駐義務については、平成26年6月通知「現場代理人の常駐義務の取扱いについて」のとおり取り扱っているところですが、このたび、建設業法施行令の一部を改正する政令が施行されることに伴い、同通知の1の(1)（常駐義務を緩和するための条件のうち、工事請負金額の要件）につき、下記のとおり変更いたします。

記

○変更内容

変更前	変更後
1 常駐義務を緩和するための条件 (1) 税込請負金額が <u>2,500万円</u> （建築一式工事については、 <u>5,000万円</u> ）未満の工事であること。	1 常駐義務を緩和するための条件 (1) 税込請負金額が <u>3,500万円</u> （建築一式工事については、 <u>7,000万円</u> ）未満の工事であること。

○実施時期

平成28年6月1日以降の契約締結分から実施します